

## 前回会議の概要について

(平成30年度小田原市市民ホール整備推進委員会管理運営専門分科会第2回会議概要)

### 1 日時・場所

平成30年11月15日(木) 午後3時00分～午後4時00分

小田原市役所 第3委員会室

### 2 出席者

大石分科会長、梶委員、白井委員、関口委員 (鈴木委員、外郎委員は所用のため欠席。)

文化部石川副部長ほか職員7名、明豊ファシリティワークス株式会社2名(コンストラクションマネジメント業務)

### 3 傍聴者

3名

### 4 議題

#### (1) 第1回会議の概要について

第1回会議(平成30年8月10日開催)での委員意見等を報告・承認。

#### (2) 利用料金、減免について

市民ホールの利用料金について、小田原市の受益者負担の考え方に基づく試算及び近隣施設の利用料金との比較に基づく試算を行うとともに、小田原市民会館での減免状況を参考に市民ホールの減免の考え方について協議した。

#### 【主な意見等】

##### ア. 基本的な考え方について

- ・ 単に収支や近隣施設の利用料金等の観点からではなく、市の文化、経済、観光、教育等への波及効果を総合的に見て、利用料金や減免を考えるべきである。
- ・ 利用者が利用しにくい料金では、結局、利用率が低くなり、まちの賑わい等の所期の目的が達成できない。人が集まり、数年後でも近隣の施設との競争力がある料金設定を望む。
- ・ 利用料金の設定にあたっては、現在の市民会館の利用状況を分析し、市民ホールでの利用想定しながら慎重に進めてもらいたい。

##### イ. 土日・平日の料金差について

- ・ 市民利用を高めるため、平日の利用料金を安く設定したらどうか。
- ・ 高齢化等の影響により、平日昼間の公演等が比較的多くなり、土日・平日の料金差をつけるという考え方は若干変わりつつあるが、やはり、広域から人を呼べる催し物などは土日が多い傾向はある。
- ・ 受益者負担の考え方に基づく試算のギャラリーやスタジオの料金は、利用者にとって高く感じてしまうのではないか。近隣施設の料金と比較し、利用しやすい料金を検討する必要がある。
- ・ ギャラリーやスタジオは、入場料を徴収せず、物品販売を行わない催しでの市民利用が多いと想定されるので、出来るだけ市民に負担がかからないような料金設定を検討していく必要がある。
- ・ 小ホールやスタジオは、多くの市民利用が想定されるので、市民のためには出来るだけ安い利用料金が望ましいと思うが、あまり収入がないと市の財政に負担がかかり、市民への間

接的な負担になるので、バランスが大切である。

- ウ. 営利・非営利団体、有料・無料公演の料金差について
  - ・ 営利・非営利団体の違いは少し難しい部分もあるかと思うが、有料・無料公演の違いで料金設定が変わることは、利用者が納得できるのではないかと思う。
  - ・ 有料公演の場合でも入場料の金額の段階差による利用料金の差があってもよいと思う。
  - ・ 非営利の方が優遇されるという規定を設けてしまうと、民間企業の非営利事業での利用がされやすくなり、市民から見ると反対の結果になってしまうということもあり得る。基準がない方がむしろ、市民からの理解が得やすいのではないか。
- エ. 入場料金の料金差について
  - ・ (アマチュアの場合、入場料金(チケット料金)が高いとなかなか売れない現状を踏まえて)入場料金によって利用料金を分けていた方が良い。
- オ. リハーサル日・本番日の料金差について
  - ・ 複数日を連続利用する場合、準備やリハーサルで利用する日の料金と本番で利用する日の料金に差をつける考え方は一般的ではないか。
- カ. 行政利用の減免について
  - ・ 市民ホールの所管部署以外の部署が利用する際に、行政利用の減免が必要かどうかを検討する必要がある。
  - ・ (所属する館では行政の減免を行っていないこと等を踏まえ) お金の回し方の考え方が難しいところではあるが、館の所管以外が利用する場合に免除となってしまうのは、收入的に難しいと思う。
- キ. 個別団体利用の減免について
  - ・ 市民の芸術文化関連の活動団体が利用する場合に減免が必要かどうかを検討する必要がある。文化団体として、市民文化祭等の行事での利用の際は、連合組織である一つの協会、団体として減免があっても、会員である団体もしくは個人が利用する場合にどうなるのかと思う。
  - ・ 個別団体利用に対しての免除は考えにくい。
- ク. 学校、福祉利用の減免について
  - ・ 条例に通常組み込まれるもので、スタンダードな意見かと思う。

#### 【まとめ】

- ・ 利用料金については、極端に安いというのは好ましくないが、市民の方々が比較的使いやすい金額を設定することが必要である。
- ・ 土日・平日の料金差については、設定することが望ましい。特に、多くの市民利用が想定されるギャラリーやスタジオは、市民に出来るだけ負担がかからないような料金設定を検討していく必要がある。
- ・ 有料・無料公演の料金差については、設定することが望ましい。さらに、入場料金の額によっても料金差を設定することが望ましい。
- ・ リハーサル日・本番日の料金差については、設定することが望ましい。
- ・ 営利・非営利団体の料金差の設定については、引き続き検討する。
- ・ 減免については、委員意見を基本としながら、庁内調整や検討を行う。